

知っておきたい

通級による指導

通級による指導とは

通常の学級に在籍する児童生徒のうち、障害の特性に応じた支援が必要な児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態です。



● 通級による指導の対象

言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものです。

● 指導の内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導(自立活動)を、在籍する学校の教育課程に加え、又はその一部に替えるなど特別の教育課程を編成して行います。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。

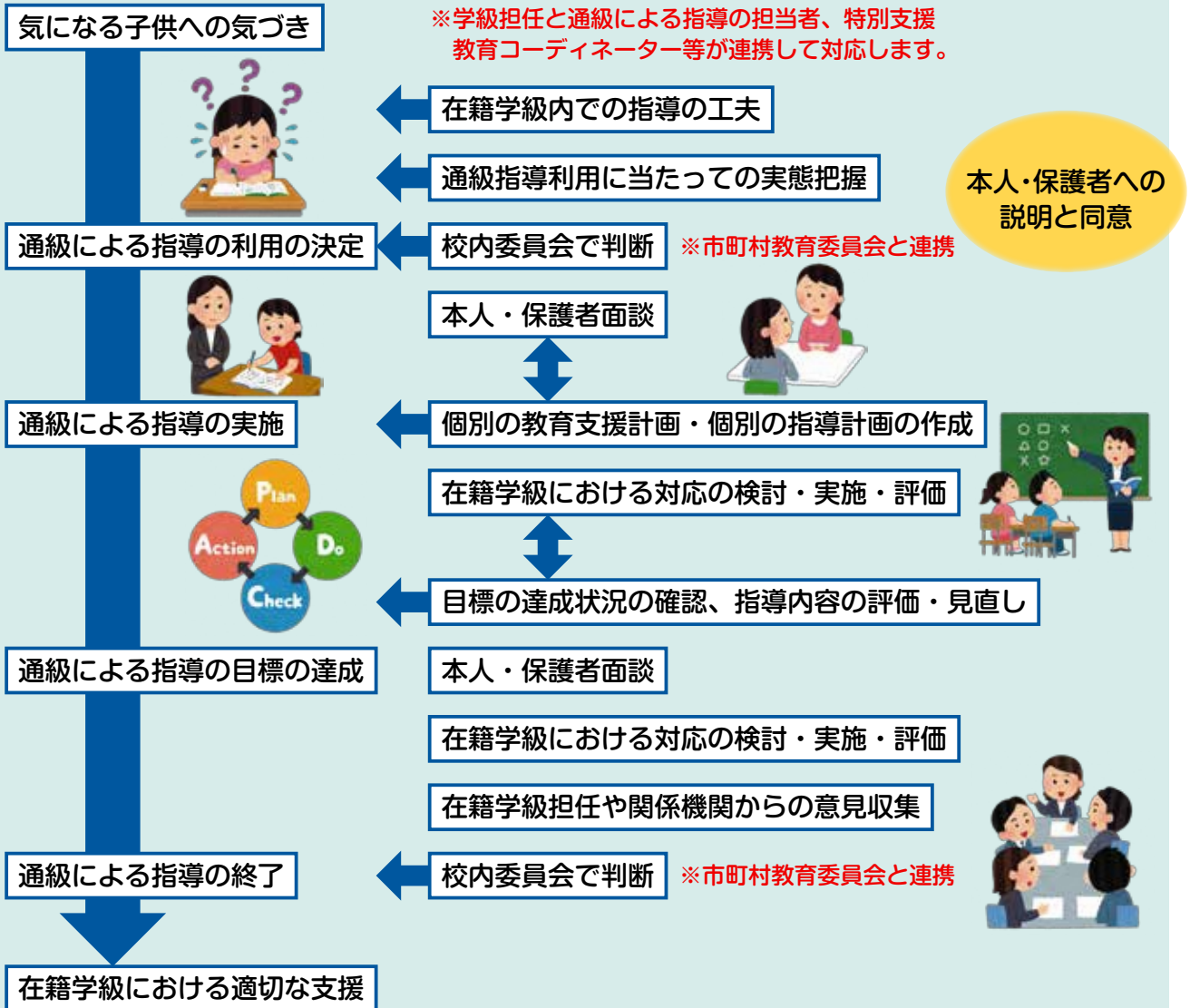
● 実施形態

富山県では、児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」と、他の学校の通級指導教室に通って指導を受ける「他校通級」があります。弱視及び難聴の児童生徒については、特別支援学校(富山視覚総合支援学校、富山・高岡聴覚総合支援学校)で通級による指導を行っています。

● 指導時数

年間35単位時間から280単位時間まで(週1から週8単位時間)、LD及びADHDの児童生徒は、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。

通級による指導の利用決定から終了までの流れ



個別の教育支援計画と個別の指導計画

平成29年改訂の学習指導要領では、通級による指導を受ける児童生徒について、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を必ず作成することになっており、在籍学級との連携や進級・進学時の引継ぎに当たっては、それらの計画を活用することが考えられます。

● 個別の教育支援計画

本人や保護者の願い、障害による困難な状況、支援の目標と内容、合理的配慮、生育歴、相談歴等について、本人・保護者も含めた関係者で情報を共有し、連携して支援するためのツール。学校内だけでなく、保護者や関係機関とも児童生徒の多面的・多角的な情報を共有することができ、切れ目のない支援に活かすことができます。

● 個別の指導計画

個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うことができるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたもの。在籍学級担任、教科担当者、次の学年の担当も指導の経過が把握でき、計画的・継続的な指導が可能になります。

通級による指導を在籍学級での指導に活かしましょう！

通級による指導の成果を十分に生かし、在籍学級で共に学習できることにつなげていくためには、在籍学級においても、学級担任や各教科担当者が児童生徒の障害の状態や教育上必要な支援等について正しく理解し、指導上配慮することが大切です。

そのためには、通級による指導の担当者が、学級担任や各教科担当者に対して情報提供や助言を行ったり、関係者の協力を得てケース会議などを開催したりすることが必要になります。

【連携の例】

日常的な情報交換（短時間の会話や連絡ノート）
通級指導教室便りの活用
在籍学級と通級指導教室の互いの授業参観（VTRでの参観を含む）等

通級による指導の担当者とは、普段からよく話し合っています。通級で効果的だった支援方法を教えてもらって、本人や保護者と相談の上、授業で取り入れてみたところ、授業への意欲が向上しました。



在籍学級において、通級による指導で実施している指導・支援を活用するに当たっては、通級による指導で行っている方法をそのまま学級の中で実施できる場合もありますが、学級の中でできる方法に変えることが必要な場合もあります。本人や保護者の気持ちを確認した上で、通級による指導担当者と学級担任や各教科担当者と相談しましょう。

実践例 黒板をノートに写すことに困難を感じている生徒への支援

- 困難の原因が、目で見たことを覚えておくことの弱さと推察されました。
- 通級による指導で、文字を写すときに、できるだけ近いところに見本を置いたり、書く分量を調節したりしたところ、それらが有効であり、中でもタブレット端末で板書を撮影し、それを手元に置いてノートに写すことが実施しやすく効果的であると分かりました。
- 校内委員会で、タブレット端末の使用について、共通理解が図られました。
- 学級で使用を始めると、黒板をノートに写すことがスムーズになり、不安もなくなつて、教師の話をしっかり聞いて学習内容を理解できるようになりました。



切れ目のない支援のために

～児童生徒の情報の引継ぎが重要です！～

進学や就職などの環境の変化は、障害のある児童生徒にとって大きな不安を伴います。新しい環境に身を置いた際に、なるべく失敗やつまづきを防ぎ、これまでの支援や指導で育んできた力を発揮できるよう、進路（進学・就職等）先に個別の教育支援計画等を確実に引き継ぐことが重要となります。

その際には、保護者に、進路先への引き継ぎの大切さや通級による指導を受けていたことをもって進学等に当たって不利益な取り扱いをされないことなどを丁寧に説明した上で、同意を得ることが必要です。



◆◆ 指導要録等の記載について ◆◆

通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入することが必要です。なお、他校通級の場合は、当該学校からの通知に基づき記載します。

「個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である」とされました。「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号）

通級による指導の内容

自立活動ってなに？

通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う必要があります。自立活動は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。

指導に当たっては、個々の児童生徒の障害による学習上又は生活上のつまづきや困難を把握しながら、背景にある要因を整理し、目標や内容を設定していくことになります。

自立活動の内容は、6区分27項目で構成されており、実態把握に基づいて必要な項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

健康の保持

心理的な安定

人間関係の形成

環境の把握

身体の動き

コミュニケーション

詳しくは…

「特別支援学校学習指導要領解説
自立活動編」(平成30年3月)

特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができますが、その場合はあくまで障害による学習上または生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要です。単なる各教科の遅れを補充するための指導とならないようにしなければなりません。

障害の状態に応じた通級による指導の内容

言語障害

こんなことに困っています

話す時に、言葉がスムーズに出てこなかったり、特定の音を誤って発音したりすることがあります。

緊張すると言葉が出にくくなるの。
通級では、先生がゆっくり話を聞いてくれるから、リラックスして自分のことをたくさん話せるよ。話す練習もして、話すときに自信がもてるようになってきたよ。



指導の内容

特定の音を誤って発音するなど構音障害のある児童生徒には、舌の動きや呼気の操作など発語器官の運動機能の向上を図る指導、正しい構音と自分の構音との違いを聞き分けるための聴覚的な認知力の向上を図る指導、正しい構音の仕方の習得を図るための指導を組み合わせで行います。

吃音等、話し言葉の流ちょう性にかかわる障害のある児童生徒には、教師との温かな人間関係の中で、楽に話すことを体験させ、スムーズに話し出す方法を指導したり、苦手な場面や特定の語音に対する緊張の解消を図ったりします。

各教科の内容を取り扱いながら行う指導（例）

●教科書の文章を、正しい発音でスムーズに音読できるように練習する。

〔国語科、外国語科等の内容〕



自閉症

こんなことに困っています

対人関係の形成が難しい、言語発達に遅れがある、興味や関心が狭い、手順や方法に独特のこだわりが見られるなどの困難があります。

みんなと同じ行動ができなくて、自分勝手だって言われることが多いんだ。通級では、学校生活のルールを分かりやすく教えてもらったり、自分の思いを伝える方法を先生と一緒に考えて、練習したりしているよ。カードに約束を書いておいたら、守れるようになってきたよ。



指導の内容

言葉の内容を理解するための指導、人とのかかわりを深めるための指導、日常生活の技能を身に付けるための指導、運動機能や感覚機能を高めるための指導を通して、人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めます。

なお、活動の場を構造化したり、視覚的な情報を多く活用したりするなど、特性に応じた配慮が必要です。

各教科の内容を取り扱いながら行う指導（例）

- 文章の読解において、文の意味をイラスト（写真）や動作で示したり、背景や気持ちについて解説を加えたりして、理解できるようにする。〔国語科等の内容〕

情緒障害

こんなことに困っています

集団の中で緊張してしまったり、感情と行動のコントロールが難しく不適切な行動をとってしまったりすることがあります。

みんなが声を掛けてくれるのはうれしいけど、よけいに緊張してしまうの。通級では、日記に自分の思いを書いたり、タブレットPCを使って話したりするのが楽しいな。学級で緊張したり不安になったりしたときに、どうしたらいいか、先生と一緒に考えて練習しているよ。



指導の内容

友達や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気慣れることをねらいとした指導を行います。また、その中で、自分の気持ちの変化や行動を客観的に捉え、他者との円滑なかかわりができるように指導を行います。

各教科の内容を取り扱いながら行う指導（例）

- 人前で話すことや発表することに自信をもてるように練習したり、グループ活動の際に話すこと以外の役割を担うことで参加意欲を高めたりする。〔国語科、社会科等の内容〕

学習障害（LD）

こんなことに困っています

知的な遅れはありませんが、話す、聞く、読む、書く、計算する、推論するなどが上手くできないことがあります。

漢字を覚えるのが苦手なので、通級で、タブレットPCを使った勉強の仕方を教えてもらいました。アプリをつかって、絵をヒントに漢字の読み方や書き順を覚えています。



指導の内容

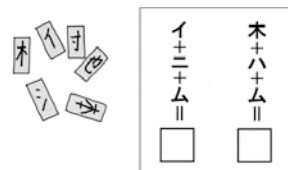
一人一人の特性に応じて、指示を理解したり筋道立てて話したりするための指導、文字や文章を音読

したり読んで理解したりする力や文字を正確に書いたり文章を書いたりする力、計算をする力、位置や空間を把握する力を高めるための指導等を行います。

学習障害に起因するこれらの困難は、例えば、読み書きの困難により語彙が貧弱なことによって、ソーシャルスキルの習得やコミュニケーション能力の発揮、対人関係の形成等における困難となって現れるなど、場合によっては複合化されて他の様々な困難に結びつくことがあり、これらに対応することも重要です。

各教科の内容を取り扱いながら行う指導（例）

- 話すこと…「いつ・どこで」等の項目に沿って話したり、写真等を手掛かりに順を追って話したりできるようにする。〔国語科等の内容〕
- 聞くこと…話の中から重要な部分を聞き取ることができるようになる。〔国語科等の内容〕
- 読むこと…言葉のまとまりごとに印を付けたり、定規や紙を当ててどこを読んでいるのか分かるようにしたりする。〔国語科、外国語科等の内容〕
- 書くこと…漢字のへんやつくり、意味に着目して比べ、違いを意識できるようにする。〔国語科の内容〕
イラストや体の動き等、多感覚を使って、形の似たアルファベットの違いを理解できるようにする。〔外国語科の内容〕
- 計算すること…絵や図を用いたり、具体的な場面に当てはめたりして、計算の意味を理解できるようにする。〔算数（数学）科の内容〕
- 推論すること…図形の特徴や操作の手順を言語化したり視覚化したりして作図できるようにする。〔算数（数学）科の内容〕



注意欠陥多動性障害 (ADHD)

こんなことに困っています

同じものに注意を向け続けたり、活動を切り替えたりするなど気持ちや行動のコントロールに難しさがあります。

友達と遊んでいるとすぐにケンカになっちゃうんだ。通級では、ゲームの中で、ルールを守ったり負けても怒らないで我慢したりする練習をしているよ。休み時間に友達と仲良く遊べることが多くなったよ。



指導の内容

不注意な間違いを減らすための指導や注意を集中し続けるための指導、指示に従って課題や活動を行い遂げるための指導、忘れ物を減らすための指導等が必要になります。

注意欠陥多動性障害に起因するこれらの困難は、例えば、多動性・衝動性により、授業中に離席してしまったり、順番を待つなどの社会的なルールが分かっているにもかかわらず行動できなかったり、思ったことをそのまま発言してしまったりすることによって、ソーシャルスキルの習得やコミュニケーション能力の発揮、対人関係の形成等における困難となって現れるなど、場合によっては複合化されて他の様々な困難に結びつくことがあり、これらに対応することも重要です。

各教科の内容を取り扱いながら行う指導（例）

- 話を集中して聞き、重要な部分を聞き取ることができるようになる。〔国語科等の内容〕
- 筆算の手順が書かれたカードを手元に置いて、確かめながら計算する。〔算数（数学）科の内容〕

詳しくは…「教育支援資料」 文部科学省（平成25年10月）
「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」
文部科学省編著（平成30年8月）
「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」文部科学省
（令和2年3月）



通級による指導



対象について

Q 知的障害のある児童生徒を通級による指導の対象としていないのはなぜですか？

A 知的障害については、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態はなじまないことから、通級による指導の対象とはなっていません。

指導について

Q 通級による指導を年度途中で開始又は終了することはできますか？

A 障害のある児童生徒に対しては、その障害の状態や教育上必要な支援等に応じた適切な教育の場が選択されることが大切であり、校内委員会における検討や教育委員会による助言等を経て、その児童生徒にとって通級による指導が適切であると判断されれば、年度途中であっても通級による指導を開始することは可能です。

また、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで十分であると判断されれば、年度途中であっても通級による指導を終了することも可能です。

Q 通級による指導は、個別指導になるのですか？

A 個別指導を中心としますが、指導上効果的であると認められる場合は、グループ指導を組み合わせることが適当です。例えば、LDやADHDのある児童生徒は、ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、対人関係等について課題がある場合もあり、その際には、個別指導とグループ指導を適宜組み合わせることもあります。

手続きについて

Q 通級による指導が必要な児童生徒かどうかの判断は誰がどのようにして行うのですか？

A 通級による指導の対象とするかどうかの判断は、その児童生徒についての特別の教育課程を編成するかどうかの判断ですので、基本的には在籍校の校長になります。その際、設置者である市町村教育委員会と十分に連携を取ることが重要です。通級による指導を行う必要がなくなったときの判断についても、同様に、教育委員会と十分に連携して、在籍校の校長が判断します。

他校通級の場合は、通級による指導を行っている学校の校長の意見を踏まえることも必要になります。

Q 通級による指導を受けることによって、通常の学級での授業が受けられない場合、それをどのように補ったらよいですか？

A その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、必要があれば、放課後などに補足的な指導を行ったりすることなどが考えられます。そのためにも、通級による指導を受けている時間の授業では、前時の復習を多く取り入れたり、家庭学習で補いやすい内容を学習したりするなどの工夫や調整が必要です。

Q 通級による指導を行う時間として、特定の教科等の授業時数の全てを充ててもよいのですか？

A 小・中学校の教育課程は、それを一通り履修することによって教育が成り立つわけですから、毎回同じ教科の授業が受けられなかったり、特定の教科等の内容の全てが履修できなかったりすることは望ましくありません。したがって、できるだけこのようなことが起きないように、通級による指導を受ける時間や曜日を工夫することが必要です。

参 考 資 料

県教育委員会では、特別支援教育に関して参考となる冊子やリーフレットを刊行しています。ぜひご活用ください。

※これらの資料は、全て富山県総合教育センターのホームページからダウンロードできます。



気になる子供の実態を早期に把握して、適切な支援をしたい。



子供のために先生が気づいて動けるチェックリスト (平成31年3月)



子供が困っている場面で、どんな支援をしたらよいか知りたい。



特別支援教育学びQ & A (指導事例集) (平成28年3月)

個別の教育支援計画を作って、関係者の連携に活用したい。



わかる！できる！つかえる！「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル (平成31年3月)



支援をつなぐ笑顔をつなぐ個別の教育支援計画を作成・活用しましょう (令和2年3月)

すべての教員のための知っておきたい
通級による指導
令和3年1月発行

〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号 (電話076-431-4111)
発行 富山県教育委員会
編集 富山県教育委員会 県立学校課